

男鹿北中学校 「いじめ防止基本方針」

令和元年5月

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び改訂された「いじめの防止等のための基本的な方針」、「秋田県いじめ防止等のための基本方針」、「男鹿市いじめ防止等のための基本方針」（平成29年5月1日改訂）等に基づき、男鹿北中学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対応についての基本的な考え方や具体的な対応について定める。

1 いじめ防止に関する学校の考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれをもつ深刻な人権問題である。したがって、本校生徒がいじめを行わず、又他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することのないように、いじめを生まない環境づくりを目的とするいじめ防止等のための対策を行う。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。いじめの定義には、かつての定義のように「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」などの要素が含まれていないことに留意が必要であり、個々の行為が、法律や条例上の「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。

「男鹿市いじめ防止等のための基本方針」平成29年度5月1日改訂より

(3) 学校及び職員の責務

上記の定義を基に、「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という共通認識を持ち、保護者や他の関係者との連携を図りながら、その未然防止に取り組むとともに、いじめの早期発見・早期解決さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

当委員会は「校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭」で組織し、必要に応じて学級担任、部活動顧問等の関係職員が加わる。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門知識を有する外部人材の協力も求める。

・毎週行われる「企画委員会」を「いじめ防止対策委員会」に準ずる組織とし、いじめ防止のための情報を共有し対策の原案を検討する機関とする。

(2) 組織の役割

いじめ事案やいじめが疑われる事案に対して、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に対応する。

- ・いじめに関する情報収集や記録、対応に関する役割分担を行う。
- ・いじめ防止に向け諸活動の年間計画の作成と検証を行う。

3 いじめ防止及び早期発見のための具体的対策

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止の取組

- ・教師と生徒の関わりを密にし、温かな人間関係を構築し、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・いじめ問題に関わる道徳授業の実施

- ・言葉遣いやあいさつなど対人スキルの学習を深める。
- ・学校行事や宿泊学習等の体験活動を通して、お互いの良さを認め合い協力し合う心を養う。
- ・縦割り班活動を通してリーダーシップとフォロワーシップを育て、一人一人の自己有用感を高める。
- ・人権作文コンクールへの参加等、外部団体との連携で人権意識を高める。
- ・学級活動などを通して、いじめの傍観者にならないことが人権を守る重要な行動になることを学習できるようにする。
- ・「いじめ防止集会」を開催し、いじめの事例や定義について取り上げ、いじめをしない、させない態度を養う。
- ・日常の授業実践と授業研修に励み、授業を通して生徒が安心して自己表現し、認め合うことができるように努める。

② いじめの早期発見のための措置

- ・毎日の生活記録ノート「青く輝く」を通した、担任、生徒の連絡の緊密化を図る。
- ・毎月一回の生活アンケートを実施し、その結果をまとめ、職員会議で情報を共有する。また、必要に応じて面談を行う。
- ・保護者を対象としたいじめアンケート（12月のPTA前）を実施する。
- ・いじめの定義について再確認し、いじめの認知を正確に行う。
- ・教師の日常的なつながりや同僚性を高め、小さな変化に気付き、情報を共有化する。
- ・日頃から信頼関係の構築に努め、生徒や保護者が悩みや困りごとを気軽に相談できるようにする。
- ・地域生徒指導連絡協議会、民生委員との懇談会等を利用して、保護者・地域の連携を深め、情報の積極的な提供を求める。

③ いじめに対する措置

- ・いじめ事案が発生した場合、特定の教員が抱え込むことなく、校長に直ちに報告するとともに、組織的に対応する。
- ・被害生徒に対し、当該生徒を守り抜くことを前提に、生徒の状態に合わせたケアを行う。
※保護者に対しては、正確な情報提供をし、指導方針への理解を求めるとともに、学校との情報交換が継続して行われるようにする。
- ・加害生徒に対し、再発防止に向け毅然とした姿勢で指導するとともに、生徒の真情や背景にも目を向けながら、組織的・継続的に解決に向けて支援・指導をする。
※保護者に対しては、正確な情報提供をし、よりよい解決を図るための協力を求め、生徒との今後の関わり方等について助言及び支援する。
- ・いじめを受けた側と行った側との間で争いが生じることのないように、当該事案に関する情報が適切に共有できるような措置を講ずる。
- ・いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、所轄警察署や関係機関と連携して対応する。

④ いじめ防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめに関連する生徒指導上の諸問題に関する職員研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する資質の向上を図る。

⑤ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、外部講師を招き、ネットの危険性についての学習会を行う。
- ・保護者の危機意識が生徒のネットトラブルの抑止力になることをPTAなどの機会に繰り返し伝え、ルール作り等に積極的に関わることができるようにする。

(2) 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下のように対処する。

- ① 重大事態が発生した旨を、男鹿市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を、個人情報保護条例に配慮しつつ、適時、適切な方法で提供する。
- ⑤ 上記調査結果は、関係する児童生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、再発防止のために活用できるように配慮する。

(3) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの取組についての学校評価が、いじめの有無や多寡についてのみ行われることのないように、次の2点を評価項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。

※この基本方針は、年度末に見直し、必要に応じて改訂を行う。

4 いじめ防止及び早期発見・早期対応の年間計画

月	取 組 内 容	備 考
4月	・朝のあいさつ運動（通年） ・生活アンケート（毎月下旬）	「方針」の確認
5月	・小・中合同運動会	小中合同運動会への対応
6月	・人権作文コンクールへの取組 ・二者面談	
7月	・LINE安心安全教室（生徒向け） ・いじめ防止集会 ・北部地区生徒指導連絡協議会 ・地域民生委員等との情報交換	
8月	・三者面談 ・職員研修（ネットいじめ・教育相談等）	夏季休業中の巡回
9月	・北中祭	北中祭への対応
10月	・なべっこ遠足（縦割り班活動） ・生徒を語る会Ⅱ	
11月	・二者面談／三者面談	
12月	・北部地区生徒指導連絡協議会 ・保護者アンケート（学校評価含む）	
1月	・いじめ対策の職員評価	冬季休業中の巡回
2月		
3月	・「方針」年間計画の確定 ・次年度への引き継ぎ	